

報告事項が5件ございます。

第1件目として、4月25日及び5月26日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、4月25日に開催された平成26年度第1回東京都市長会についてです。

まず、議案審議事項として、2件の審議が行われました。

議案第1号の「平成27年度の全国市長会要望事項の提出」については、東京都市長会として提出する105件について説明があり、審議した後、承認されました。

議案第2号の「各種審議会委員等の推せん」については、全国市長会委員、同会関東支部委員、任期満了に伴う委員のほか、その他の委員の推薦について承認されました。

なお、私は、新たに東京都景観審議会委員に推薦されることになりました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分の報告」及び「各種団体からの要請書」、「平成25年度市町村共同事業の実績報告」、「平成26年度市町村共同事業助成金審査会の審査報告等」について報告され、了承されました。

続きまして、5月26日に開催された平成26年度第2回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が3件ありました。

1件目は、オリンピック・パラリンピック準備局から「市区町村と連携したオリンピック・パラリンピック大会の気運醸成」について説明がありました。

2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会開催を盛り上げていくため、今後、市区町村と東京都が連携した取り組みを強化していくとのことです。

その取り組みとして、市区町村と東京都との定期的な会合を設置することとです。

また、本年が1964年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催から50周年であることから、10月の体育の日を中心に記念事業を様々な主体と連携して50周年事業を実施することとです。

2件目は、港湾局から「調布飛行場の現状」について説明がありました。

調布飛行場については、平成24年の地元3市との合意を得て昨年からは新ターミナルの供用開始や計器飛行方式を導入、本年4月には調布～三宅島便の新設を行い、島しょ地区とのアクセスの充実を図ってきたこととです。

今後の利用促進にご協力をお願いしたいこととでした。

3件目は、警視庁からオレオレ詐欺などの「特殊詐欺根絶に向けたオール東京での取り組み」について説明がありました。

平成25年の都内での被害は、前年比でそれぞれ342件増、6億5,020万円増と過去最悪となったことを受け、オール東京で、特殊詐欺の根絶を図る取り組みを行うこととです。

本年は、モデル自治体を選出し、警視庁とプロジェクトチームを作り試験的な施策の実施、検討を行い、そのほか、各自治体の施策を集約したベストプラクティス集を作成することとです。

次に議案審議事項として、4件の審議が行われました。

議案第1号の「平成25年度東京都市長会事業報告」及び議案第2号の「平成25年度東京都市長会一般会計歳入歳出決算」については、主な会議開催、要望関係、政策提言等の事業並びに決算状況について報告があり、いずれも承認されました。

続いて議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」及び議案第4号の「市町村共同事業助成事業」についても審議され、いずれも承認されました。

次に報告事項等として、「会長専決処分の報告」のほか、現在、政府税制調査

会において法人実効税率のあり方についての検討が進んでいることから、「法人実効税率のあり方の検討に関する意見」として、東京選出の与党税制調査会関係の国会議員に要請活動を行ったと報告がありました。

以上が、市長会関係の報告です。

次に、第2件目として、「コミュニティセンターの指定管理者による音響機器協力金の徴収に係る審査請求の裁決取消訴訟の経過」について、ご報告を申し上げます。

本件は、平成25年6月5日に本市が行った「音響機器協力金の徴収の停止を求める審査請求に対する却下の裁決」について、審査請求人が、これを不服とし、当該裁決の取消しと条例上の根拠がなく徴収された音響機器協力金300円の損害が生じているとして、その損害の賠償を求める訴訟を同年10月1日に東京地方裁判所に提起したものです。

この訴訟について、「本市が行った裁決は適法であること」と「コミュニティセンターの指定管理者による音響機器協力金の徴収は公権力の行使に当たらないこと」から、原告の主張には理由がないとして、平成26年3月20日に原告の請求を棄却する判決が言い渡されました。

この判決に対し、原告がこれを不服として控訴いたしましたので、控訴状の内容を検討し、適切に対応して参ります。

第3件目として、「市道工事等に係る損害賠償等請求訴訟の経過」について、ご報告を申し上げます。

本件は、本市が行った平成3年の市道工事により阻害された宅地内の排水機能の復元を求めるほか、少なくとも740万円の損害が生じているとして、本市に対して、市民がその損害の賠償等を求める訴訟を平成24年4月2日に東京地方裁判所に提起したものです。

この訴訟について、「原告宅の排水機能の現状と平成3年の工事との因果関係が直ちに認められないこと」などから、原告の主張には理由がないとして、平成26年4月8日に原告の請求を棄却する判決が言い渡されました。

この判決に対し、原告が控訴いたしましたので、控訴状の内容を検討し、適切に対応して参ります。

第4件目として、「向ノ岡橋架橋整備工事（第2期工事）に係る訴訟の判決等」について、ご報告を申し上げます。

本件は、本市が平成22年9月に契約を締結した「向ノ岡橋架橋整備工事（第
おおき
2期工事）」に際し、請負人である太喜建設株式会社が、平成23年11月に本件工事により発生した「コンクリートがら」を河川敷に許可なく穴を掘って埋めたことにより、工事の継続が不可能となったことから、同年12月に契約を解除するとともに、平成24年3月に損害賠償と前払金の返還を求めて市が提訴したものです。

これに対して、相手方も、契約が履行不能となった原因は市にあるとして、契約金額相当額の損害賠償を求める反訴請求を提起しました。

本件訴訟につきまして、およそ2年間の審理を経て、平成26年4月17日に第一審の判決が言い渡され、判決の内容は、市の契約解除の正当性を認め、市の請求を全面的に認容し、相手方に対して市の請求額全額の支払を命じるとともに、この判決を仮に執行できるとする一方、相手方の反訴請求を棄却しました。

なお、平成26年4月30日に相手方が控訴したことが確認されております。今後の対応としては、控訴状の内容を検討し、適切に対応してまいります。

第5件目として、「諏訪2丁目住宅管理組合に係る行政訴訟の経過」について、ご報告を申し上げます。

本件は、市民3人が、「多摩市長は、諏訪2丁目住宅管理組合に対し、同組合が原告らに333万円を支払うように命じることを求める訴えを平成25年5月21日に東京地方裁判所に提起したものです。

この訴訟については、本市には「諏訪2丁目住宅管理組合に対し支払を命じる権限や義務」がないことから、訴え自体が不適法であるとして、平成26年2月14日に原告らの請求を却下する判決が言い渡されたことにつきましては、第1回定例会においてご報告したとおりです。

この判決に対し、原告らはこれを不服として控訴し、平成26年5月26日に控訴審の第1回口頭弁論期日が開かれ、即日結審し、6月18日に判決が言い渡されることとなりました。

以上、5件をご報告申し上げ、市長行政報告といたします。

(平成26年第2回多摩市議会定例会)